

建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であって、かつ、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

ただし、事後審査型の配置予定技術者の専任性の確認は、申込期限日によらず、下記4(2)に定める入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「提出期限日」という。）を基準日とする。

(1) 資格要件

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

③ 入札公告において格付等級を定めている場合にあっては、入札参加資格者名簿の該当の工事の種別の格付等級が、入札公告に示すものであること。

また、入札公告において総合評定値を定めている場合にあっては、入札参加資格者名簿の該当の工事の種別の総合評定値が、入札公告に示すものであること。

なお、建設業法の規定による該当工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)に、建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）第4条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

④ 兵庫県指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

⑥ 兵庫県発注の入札公告に示す工種に係る低入札価格調査対象工事を入札公告に示す入札参加資格の申込期限日までに完了しない者にあっては、入札公告に示す工種における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

⑦ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

(2) 配置技術者の要件

① 入札公告に示す技術者を、建設業法第26条の規定により適正に配置できること。

② 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。ただし、本件工事及び他の工事の契約希望金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額未満であ

る場合は、この限りではない。

- ③ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に配置すること。

なお、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、契約工期中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者とすることができる。

(3) 現場代理人の要件

- ① 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

- ② 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

現場代理人の常駐の確認は、申込期限日によらず提出期限日を基準日とする。

- ③ 工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を現場代理人として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人とすることができる。

2 入札保証金

不要

3 入札手続等

(1) 入札に関する条件

- ① 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

- ② 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

- ③ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- ④ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- ⑤ 入札書に入札金額、入札者の記名があり、これらと入札内容が分明であること。

- ⑥ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

- ⑦ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

- ⑧ 代理人が入札する場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

- ⑨ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条における「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書」について確認できるもの）を所定の場所に所定の日時までに提出すること。

- ⑩ 入札の執行回数は、2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、初度の入札において落札候補者がいる場合であって、下記4において、全ての落札候

補者について入札参加資格がないとしたときは日を改めて再度の入札を行う。

⑪ 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

イ 初度の入札において、上記①、③又は④の条件に違反し無効となった入札者

⑫ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、4(2)入札参加資格確認資料の提出期間中に、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札候補者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札候補者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(2) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

② 下記6で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札

③ 入札参加申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

④ 開札から落札決定までの間に県の指名停止基準に基づく指名停止を受けた者の入札

⑤ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者のした入札

(3) 入札に際しての注意事項

① 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

② 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

③ 入札金額の表示は、アラビア数字を用いること。

④ 提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。

なお、工事費内訳書の提出方法は、次によること。

ア 持参による場合

工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

イ FAX又は電子メールによる場合

工事名及び入札参加者名を明記して作成し、必ず自ら着信確認を行うこと。

⑤ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

⑥ 入札書は、入札に付する事項ごとに作成して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事名称に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

⑦ 入札公告に示す日時及び場所で、入札執行職員の指示に従って、入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

⑧ 入札書（封書）を入札箱に投入した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

⑨ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の提出があったものとする。

⑩ 貸与した設計図書については、入札時に返却すること。

4 落札者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者を、落札候補者に決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札公告に示す入札参加資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に、入札公告に示す提出先まで提出すること。

① 提出資料等

ア 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。

イ 現場代理人の資格

入札参加資格があることを判断できる現場代理人を様式6号の3に記載すること。

なお、記載件数は現場代理人3名以内とし、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等を添付すること。

また、配置予定技術者が現場代理人を兼務する場合は、様式6号の3の提出は不要とする。

ウ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

（ア）建設業の許可

許可に係る通知書の写し

（イ）経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評価値通知書の写し

エ 同種又は類似の工事の施工実績

入札公告における入札参加資格要件として、同種又は類似の工事の施工実績を求めている場合には、入札参加資格があることを判断できる同種又は類似工事の施工実績を、様式5号に記載すること。

なお、記載件数は、代表的な工事3件以内とし、過去15年以内に工事が完成し、その引渡し完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似工事であることが確認できる書類を添付すること。

② 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

③ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

④ 提出された資料は返却しない。

⑤ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

⑥ 入札資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

⑦ 落札候補者の工事費内訳書に対しては内容を確認し、直接工事費が一定水準を下回る場合は、理由書の提出を求める。

理由書において合理的な理由を得られない場合は、落札候補者へ必要な要請を行った上で、建設Gメンへ通報する。

なお、理由書の提出がない場合は、入札を無効とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して入札参加資格の確認の対象となる順位を付け、順位が上位の（数字が小さい）者を落札候補者とする。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

(4) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契

約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

- (5) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (6) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

5 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は兵庫県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

6 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる、担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、県立加古川医療センターが確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 県立加古川医療センターを被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

7 支払条件

(1) 前金払

保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の10分の4以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払予定額の10分の4以内の前金払を行う。

(2) 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない。）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

(3) 中間前金払

部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から次の要件を全て満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負代金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の中間前金払を行う。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 部分払

中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は、入札公告に示す回数以内の部分払を請求することができる。

なお、兵庫県の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

8 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - ① 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
次のいずれにも該当する場合
ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - ② ①に掲げる下請負人以外の下請負人
次のいずれかに該当する場合
ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)②に掲げる下請負人である場合において、アに定める特別の事情が認められず、かつ、受注者がイに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

9 その他

- (1) 契約を締結した者は、本件工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1か月以内に（工期が1か月に満たない場合には、契約締結後速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。
 - ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
 - イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の

規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)

- (4) (3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (5) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (6) 受注者は、契約後V E方式の実施承認を受けた場合には、契約締結後に設計図書に定める工
目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等
に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。
その際、提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合
には請負代金額の変更を行う。
詳細は、特記仕様書等による。
- (7) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。
- (8) 入札結果については、落札決定後、県立加古川医療センター総務部経理課で落札決定日の翌日
までに公表する。